事 務 連 絡 令和7年9月29日

都道府県看護行政御担当者 様

厚生労働省医政局看護課看 護 サービス 推進室

看護師の特定行為研修における「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の取扱いについて(周知)

平素より看護師の特定行為研修の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本制度における区分別科目の実習のうち、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、別添「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について」(令和7年9月26日付け医政発0926第2号厚生労働省医政局長通知)において取扱いを見直したところです。

今般、指定研修機関・協力施設において実習を適切に運用いただくことを目的として、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習の取扱いの詳細について下記のとおり整理しましたので、指定研修機関の皆様におかれましては、遺漏なきようお取りはからいいただくともに、協力施設に対して周知いただきますようよろしくお願いします。

引き続き、特定行為に係る看護師の研修実施につきましては、別添通知をご参照いただき適切に運用いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

○ 症例数の数え方について

区分別科目の実習は、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を 指定研修機関が適切に設定することとしており、シミュレーションによる学習に ついては実習の症例数には含まないことが原則であるが、「皮膚損傷に係る薬剤投 与関連」の実習については、シミュレーター等を利用し、実際に患者に対して実 施する実習と遜色なく実施されている場合に限り、症例数に含めることを可能と する。

○ 実習の内容について

看護師の特定行為研修における「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」について、実際に患者に対して実施する実習と遜色なく実施されている場合とは、例えば、血管外漏出の状態のアセスメントについては実際の患者で実施し、局所注射の実技のみシミュレーターを活用するなど、患者への対応とシミュレーターの活用を組み合わせた実習などを想定している。

以上

照会先

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

担当:内田(4173)・清河(4176)

電話:03-5253-1111

Mail: ns-tokutei@mhlw.go.jp

新旧対照表

新				旧	11
	医政発0317第1号				医政発0317第1号
\$1	平成27年3月17日				平成27年3月17日
一部改正	平成29年11月8日			一部改正	平成29年11月8日
一部改正	令和元年5月7日			一部改正	令和元年5月7日
一部改正	令和元年10月29日			一部改正	令和元年10月29日
一部改正	令和2年3月27日			一部改正	令和2年3月27日
一部改正	令和2年10月30日			一部改正	令和2年10月30日
一部改正	令和6年4月5日			一部改正	令和6年4月5日
一部改正	令和7年9月26日				
			Ωn.		
各都道府県知事 殿		各都道府県知事	殿		
	厚生労働省医政局長				厚生労働省医政局長

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行 為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等に ついて

特定行為に係る看護師の研修制度については、地域における医療 及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関す る法律(平成26年法律第83号)により、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)の一部が改正され、 平成27年10月1日から施行されることとなった。

これに伴い、平成27年3月13日に、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号。以下「特定行為研修省令」という。)が公布され、同年10月1日(ただし、指定研修機関の申請に係る規定は、同年4月1日)から施行されることとなった。

この新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行 為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等に ついて

特定行為に係る看護師の研修制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されることとなった。

これに伴い、平成27年3月13日に、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号。以下「特定行為研修省令」という。)が公布され、同年10月1日(ただし、指定研修機関の申請に係る規定は、同年4月1日)から施行されることとなった。

この新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標

準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画 的に養成していくことを目的としている。ついては、貴職におかれて も、特定行為研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の 保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努める など、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)

第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準

 $1\sim4$ (略)

5. 特定行為研修

(1) \sim (4) (略)

- (5) 留意事項
- ① (略)
- ② 特定行為研修の内容関係
 - 5. (1)②及び③に関連して、共通科目の各科目の時間数には、各科目の評価に関する時間を含めて差し支えないこと。区分別科目のうち講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間も含めて差し支えないこと。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義又は演習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。
 - 5. (1) ④に関連して、区分別科目の実習は、患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。ただ

準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画 的に養成していくことを目的としている。ついては、貴職におかれて も、特定行為研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の 保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努める など、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。

記

第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)

第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準

1~4 (略)

5. 特定行為研修

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 留意事項
- ① (略)
- ② 特定行為研修の内容関係
 - 5. (1)②及び③に関連して、共通科目の各科目の時間数には、各科目の評価に関する時間を含めて差し支えないこと。区分別科目のうち講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間も含めて差し支えないこと。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義又は演習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。
 - 5. (1) ④に関連して、区分別科目の実習は、患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。なお、患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこ

し、これらは実習の症例数には含まないこと。

なお、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、 必要症例数を満たせない場合は、シミュレーター等を利用して 患者に対して実施する実習と遜色のない実習を実施する場合 に限り、実習の症例数に含める取扱いとして差し支えない。

各指定研修機関において必要と考える専門的な内容について、各指定研修機関の判断により特定行為研修の内容に追加することは差し支えないこと。

③~⑤ (略)

6. 指定研修機関

(1) 指定研修機関の指定の申請

指定研修機関は、1 又は2以上の特定行為区分に係る特定行為 研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定 するものをいい、指定研修機関の指定を受けようとする者は、次 に掲げる事項を記載した指定申請書(<u>様式A</u>)を厚生労働大臣に 提出しなければならないこと。

- ① 名称及び所在地
- ② 実施する特定行為研修に係る特定行為区分の名称
- ③ 実施する特定行為研修の内容
- ④ 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要
- ⑤ 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名、所属する団体の 名称及び当該団体における役職名
- ⑥ 特定行為研修の責任者の氏名
- ⑦ 特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野
- ⑧ 特定行為研修を受ける看護師の定員
- ⑨ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項

なお、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を実施する場合には、上記②から④まで及び⑥から⑧までに掲げる事項は、特定行為区分ごとに記載しなければならないこと。(法第37条の2第2項第5号及び第37条の3第1項、特定行為研修省令第

と。ただし、これらは実習の症例数には含まないこと。

各指定研修機関において必要と考える専門的な内容について、各指定研修機関の判断により特定行為研修の内容に追加することは差し支えないこと。

③~⑤ (略)

6. 指定研修機関

(1) 指定研修機関の指定の申請

指定研修機関は、1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為 研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定 するものをいい、指定研修機関の指定を受けようとする者は、次 に掲げる事項を記載した指定申請書(<u>様式1</u>)を厚生労働大臣に 提出しなければならないこと。

- ① 名称及び所在地
- ② 実施する特定行為研修に係る特定行為区分の名称
- ③ 実施する特定行為研修の基本理念及び内容
- ④ 特定行為研修の実施に関し必要な施設及び設備の概要
- ⑤ 特定行為研修管理委員会の構成員の氏名、所属する団体の 名称及び当該団体における役職名
- ⑥ 特定行為研修の責任者の氏名
- ⑦ 特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野
- ⑧ 特定行為研修を受ける看護師の定員
- ⑨ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項

なお、2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を実施する場合には、上記②から④まで及び⑥から⑧までに掲げる事項は、特定行為区分ごとに記載しなければならないこと。(改正後の法第37条の2第2項第5号及び第37条の3第1項、特定行為研

6条関係)

(2) • (3) (略)

(4)変更の届出

指定研修機関は、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、その旨を指定研修機関変更届出書(<u>様式A</u>)により厚生労働大臣に届け出なければならないこと。(法第37条の4、特定行為研修省令第9条関係)

①~⑧ (略)

(5)変更の承認

指定研修機関は、当該指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分を変更しようとするとき(新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときに限る。)は、特定行為区分変更申請書(様式A)により、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならないこと。(法第37条の4、特定行為研修省令第10条関係)また、指定研修機関が、特定行為研修について、領域別パッケージ研修により一部を免除した研修のみを実施しており、新たに免除した内容を含む研修を実施しようとするときも、同様の取扱いとする。

(6) 年次報告

指定研修機関は、毎年6月30日までに、当該指定研修機関に 関する次に掲げる事項を記載した年次報告書(<u>様式A</u>)を厚生労 働大臣に提出しなければならないこと。

①~⑤ (略)

(7) • (8) (略)

(9) 指定研修機関の指定の取消しの申請

指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、次に 掲げる事項を記載した指定取消申請書(<u>様式B</u>)を厚生労働大臣 に提出しなければならないこと。(法第37条の4、特定行為研 修省令第14条関係)

①~④ (略)

修省令第6条関係)

(2) • (3) (略)

(4)変更の届出

指定研修機関は、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して1月以内に、その旨を指定研修機関変更届出書(<u>様式2</u>)により厚生労働大臣に届け出なければならないこと。(<u>改正後の</u>法第37条の4、特定行為研修省令第9条関係)

① \sim 8 (略)

(5)変更の承認

指定研修機関は、当該指定研修機関が実施する特定行為研修に係る特定行為区分を変更しようとするとき(新たな特定行為区分に係る特定行為研修の開始を伴うときに限る。)は、特定行為区分変更申請書(<u>様式3</u>)により、厚生労働大臣 に申請し、その承認を受けなければならないこと。(<u>改正後の</u>法第37条の4、特定行為研修省令第10条関係)また、指定研修機関が、特定行為研修について、領域別パッケージ研修により一部を免除した研修のみを実施しており、新た に免除した内容を含む研修を実施しようとするときも、同様の取扱いとする。

(6) 年次報告

指定研修機関は、毎年6月30日までに、当該指定研修機関に 関する次に掲げる事項を記載した年次報告書(<u>様式4</u>)を厚生労 働大臣に提出しなければならないこと。

①~⑤ (略)

(7) • (8) (略)

(9) 指定研修機関の指定の取消しの申請

指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、次に 掲げる事項を記載した指定取消申請書(<u>様式5</u>)を厚生労働大臣 に提出しなければならないこと。(<u>改正後の</u>法第37条の4、特 定行為研修省令第14条関係)

①~④ (略)

(10) 特定行為研修の修了

特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定 行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対 し、当該看護師の評価を報告しなければならないこと。また、指 定研修機関は、当該評価に基づき、特定行為研修を受けている看 護師が特定行為研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該 看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載し た特定行為研修修了証を交付しなければならないこと。(法第3 7条の4、特定行為研修省令第15条関係)

① ~④ (略)

指定研修機関は、特定行為研修修了証を交付したときは、当該交付の日から起算して一月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する上記①から④に掲げる事項を記載した報告書(<u>様式</u>C)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。(法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係)

なお、過去に特定行為研修の修了証の交付を受けた修了者が、 再び特定行為研修を修了し、当該看護師に修了証を交付した際 に、看護師籍の登録番号が変更となっていた場合は、旧看護師籍 の登録番号も併記し、過去に修了者として報告されていた者とわ かるようにすること。

 $(11) \sim (13)$ (略)

(14) 留意事項

- ① 指定研修機関の指定の申請関係
- 6. (1) に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者が申請を行うこと。

また、指定申請書(<u>様式A</u>)には、次に掲げる書類を添付し、 当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄 する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

イ 特定行為研修の研修計画(以下単に「特定行為研修計画」 という。様式自由。)

(10) 特定行為研修の修了

特定行為研修管理委員会は、特定行為研修の修了に際し、特定行為研修に関する当該看護師の評価を行い、指定研修機関に対し、当該看護師の評価を報告しなければならないこと。また、指定研修機関は、当該評価に基づき、特定行為研修を受けている看護師が特定行為研修を修了したと認めるときは、速やかに、当該看護師に対して、当該看護師に関する次に掲げる事項を記載した特定行為研修修了証(様式6)を交付しなければならないこと。

(<u>改正後の</u>法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係) ①~④ (略)

指定研修機関は、特定行為研修修了証を交付したときは、当該 交付の日から起算して一月以内に、特定行為研修を修了した看護 師に関する上記①から④に掲げる事項を記載した報告書(<u>様式</u> 7)を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。(改正後の

法第37条の4、特定行為研修省令第15条関係)

なお、過去に特定行為研修の修了証の交付を受けた修了者が、 再び特定行為研修を修了し、当該看護師に修了証を交付した際 に、看護師籍の登録番号が変更となっていた場合は、旧看護師籍 の登録番号も併記し、過去に修了者として報告されていた者とわ かるようにすること。

 $(11) \sim (13)$ (略)

(14) 留意事項

- ① 指定研修機関の指定の申請関係
- 6. (1) に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、学校にあっては設置者、病院にあっては開設者、法人その他の者にあってはその代表者が申請を行うこと。

また、指定申請書(<u>様式1</u>)には、次に掲げる書類を添付し、 当該指定研修機関の指定を受けようとする者の所在地を管轄 する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

イ 特定行為研修の研修計画(以下単に「特定行為研修計画」 という。様式自由。)

- ロ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項
- 6. (1) ⑨に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、「その他特定行為研修の実施に関し必要な事項」として、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、あるいはこれに準ずる書類を提出すること。
- 6. (1) ⑨に関連して、地方厚生局健康福祉部医事課の求めに応じて組織図、財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)等を提出すること。
- 6. (12) に関連して、原則として、毎年2月及び8月に 医道審議会を開催し、指定研修機関の指定について審議を行う 予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その 年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出 された指定申請書について審議を行い、毎年8月に開催される 医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月3 1日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議 を行うものであること。
- ② 指定研修機関の指定の基準関係
- 6. (2) ①に関連して、指定研修機関は、5. (1) に定める特定行為研修の基準に則った特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次のイ~チまでに掲げる事項が定められていること。なお、共通科目の「医療安全学」と「特定行為実践」については、両科目を一体的に計画することが望ましいこと。その場合、科目ごとに記載を求める事項について、当該計画に基づき一体的に記載して差し支えないこと。<u>また、各指定研修機関が定めているイ~チまでに掲げる事項を含む</u>シラバスを提出する形で代替して差し支えないこと。
 - イ 特定行為区分の名称
 - ロ 特定行為研修の基本理念及び目標
 - ハ 以下に掲げる特定行為研修の内容
 - ・共通科目の各科目及び区分別科目ごとの研修の内容(評価 方法も含む)

- ロ その他特定行為研修の実施に関し必要な事項
- 6. (1) ⑨に関連して、指定研修機関の指定を受けようとする者は、「その他特定行為研修の実施に関し必要な事項」として、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、あるいはこれに進ずる書類を提出すること。
- 6. (1) ⑨に関連して、地方厚生局健康福祉部医事課の求めに応じて組織図、財務諸表(貸借対照表・損益計算書等)等を提出すること。
- 6. (12) に関連して、原則として、毎年2月及び8月に 医道審議会を開催し、指定研修機関の指定について審議を行う 予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その 年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出 された指定申請書について審議を行い、毎年8月に開催される 医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月3 1日までに厚生労働省に提出された指定申請書について審議 を行うものであること。
- ② 指定研修機関の指定の基準関係
- 6. (2) ①に関連して、指定研修機関は、5. (1) に定める特定行為研修の基準に則った特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次に掲げる事項が定められていること。なお、共通科目の「医療安全学」と「特定行為実践」については、両科目を一体的に計画することが望ましいこと。その場合、科目ごとに記載を求める事項について、当該計画に基づき一体的に記載して差し支えないこと。
 - イ 特定行為区分の名称
 - ロ 特定行為研修の基本理念及び目標
 - ハ 特定行為研修の内容

特定行為研修の内容は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに研修の内容を記載すること。研修の内容には評価方法も含まれること。

- ・患者に対する実技を行う実習の前に行う学習の内容
- ・履修科目の概要等がわかるシラバスの内容

なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について、統合又は分割することや、独自の科目名を設定することは差し支えないこと。その場合は、当該科目ごとに研修の内容を記載するとともに、当該科目に相応する共通科目の各科目及び区分別科目の科目名について特定行為研修計画に記載すること。

- ニ 特定行為研修の時間数 (略)
- ホ 特定行為研修(区分別科目)の実習 (略)

へ 通信による方法で行う特定行為研修

講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による方法で行う共通科目・区分別科目ごとに、研修方法、添削指導の有無を記載すること。また、指導補助者を配置する場合にあっては、その氏名、担当分野を記載すること。

- ト 特定行為研修の協力施設 (略)
- <u>チ</u> 特定行為研修の進度表 (略) (略)

③ (略)

- ④変更の届出関係
- 6. (4) に関連して、指定研修機関変更届出書(<u>様式A</u>) は、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉 部医事課あてに提出すること。
- 6. (4) ①に関連して、施設の名称及び所在地の変更の場合について、施設の移転、分割、統合等を伴う場合は、指定の 取消し及び新規指定に該当する場合があるので留意すること。
- 6. (4)②に関連して、特定行為区分について変更の届出が必要な場合としては、特定行為区分に係る特定行為研修の休

なお、指定研修機関において、共通科目の各科目及び区分別科目について、統合又は分割することや、独自の科目名を設定することは差し支えないこと。その場合は、当該科目ごとに研修の内容を記載するとともに、当該科目に相応する共通科目の各科目及び区分別科目の科目名について特定行為研修計画に記載すること。

- ニ 特定行為研修の時間数 (略)
- ホ 特定行為研修(区分別科目)の実習 (略)
- <u>へ 特定行為研修の指導者の氏名及び担当分野</u> <u>指導者の担当分野は、共通科目の各科目又は区分別科目</u> のうち担当するものを記載すること。
- ト 通信による方法で行う特定行為研修

講義又は演習を通信による方法で行う場合は、通信による方法で行う科目ごとに、研修方法、添削指導の有無、指導補助者の有無を記載すること。また、指導補助者を配置する場合にあっては、その氏名、担当分野を記載すること。

- チ 特定行為研修の協力施設 (略)
- <u>リ</u> 特定行為研修の進度表 (略) (略)
- ③ (略)
- ④変更の届出関係
- 6. (4) に関連して、指定研修機関変更届出書(<u>様式2</u>) は、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉 部医事課あてに提出すること。
- 6. (4) ①に関連して、施設の名称及び所在地の変更の場合について、施設の移転、分割、統合等を伴う場合は、指定の取消し及び新規指定に該当する場合があるので留意すること。
- 6. (4) ②に関連して、特定行為区分について変更の届出 が必要な場合としては、特定行為区分に係る特定行為研修の休

止、廃止及び休止後の再開が該当すること。

6. (4)③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合にあっては、変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書(<u>様式A</u>)に添えること。なお、指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施、休止、廃止及び休止後に再開する場合は、研修の内容の変更に該当すること。

また、6. (4) ⑦に関連して、特定行為研修の指導者及び その担当分野の変更を届け出るに当たり、指導者の所属や役職 のみの変更の場合には届出は省略できること。

⑤ 変更の承認

6. (5) に関連して、特定行為区分変更申請書(<u>様式A</u>)には、新たな特定行為研修区分に係る特定行為研修の内容を含む特定行為研修計画を添えて、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

なお、原則として、毎年2月及び8月に医道審議会を開催し、変更の承認について審議を行う予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出された特定行為区分変更申請書について審議を行い、毎年8月に開催される医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月31日までに厚生労働省に提出された特定行為区分変更申請書について審議を行うものであること。

⑥ 領域別パッケージ研修の実施関係

新たに指定研修機関の指定を受けようとする者が、領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定申請書(様式A)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。指定研修機関が新たに領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定研修機関変更届出書または特定行為区分変更申請書(様式A)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。なお、

止、廃止及び休止後の再開が該当すること。

6. (4)③に関連して、実施する特定行為研修の内容の変更を届け出る場合にあっては、変更後の特定行為研修計画を指定研修機関変更届出書(<u>様式2</u>)に添えること。なお、指定研修機関が領域別パッケージ研修を実施、休止、廃止及び休止後に再開する場合は、研修の内容の変更に該当すること。

また、6. (4) ⑦に関連して、特定行為研修の指導者及び その担当分野の変更を届け出るに当たり、指導者の所属や役職 のみの変更の場合には届出は省略できること。

⑤ 変更の承認

6. (5) に関連して、特定行為区分変更申請書(<u>様式3</u>) には、新たな特定行為研修区分に係る特定行為研修の内容を含む特定行為研修計画を添えて、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

なお、原則として、毎年2月及び8月に医道審議会を開催し、変更の承認について審議を行う予定であること。毎年2月に開催される医道審議会では、その年の前年6月1日から11月30日までに厚生労働省に提出された特定行為区分変更申請書について審議を行い、毎年8月に開催される医道審議会では、その年の前年12月1日からその年の5月31日までに厚生労働省に提出された特定行為区分変更申請書について審議を行うものであること。

⑥ 領域別パッケージ研修の実施関係

新たに指定研修機関の指定を受けようとする者が、領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定申請書(<u>様式1</u>)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。指定研修機関が新たに領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定研修機関変更届出書(様式2)または特定行為区分変更申請書(<u>様式3</u>)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をするこ

6. (5) に関連し、指定研修機関が特定行為区分変更申請書 (<u>様式A</u>) を提出する時点において、領域別パッケージ研修の 実施を計画している場合は、<u>様式A</u>において領域別パッケージ 研修の計画についても記載すること。

⑦ 年次報告関係

6. (6) に関連して、指定研修機関は、当該指定研修機関に関する年次報告書(様式A)を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。なお、年次報告については指定を受けた当該年度内に特定行為研修を開始していない場合は、提出の必要はないこと。

⑧ 指定研修機関の指定の取消しの申請関係

6. (9) に関連して、指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、指定取消申請書(<u>様式B</u>)を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

⑨ 特定行為研修の修了関係

6. (10) に関連して、指定研修機関は、共通科目の各科 目及び区分別科目ごとに別紙7の評価方法により、受講者が到 達目標について達成したか否かの評価を行い、全ての科目について到達目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。指定研修機関は、特定行為研修修了証の交付後1月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書(様式C)を、 当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部 医事課に提出すること。なお、指定研修機関が、6. (10)① から④に掲げる事項のほか、特定行為研修に関して必要な事項 を特定行為研修修了証に追加し記載することは差し支えないこと。

7. 施行期日等 (略)

と。なお、6. (5) に関連し、指定研修機関が特定行為区分変更申請書(<u>様式3</u>) を提出する時点において、領域別パッケージ研修の実施を計画している場合は、<u>様式3</u>において領域別パッケージ研修の計画についても記載すること<u>により、様式2</u>の提出を省略しても差し支えないこと。

ΙĦ

⑦ 年次報告関係

6. (6) に関連して、指定研修機関は、当該指定研修機関に関する年次報告書(<u>様式4</u>)を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。なお、年次報告については指定を受けた当該年度内に特定行為研修を開始していない場合は、提出の必要はないこと。

(8) 指定研修機関の指定の取消しの申請関係

6. (9) に関連して、指定研修機関は、指定の取消しを受けようとするときは、指定取消申請書(<u>様式5</u>)を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに提出すること。

⑨ 特定行為研修の修了関係

6. (10) に関連して、指定研修機関は、共通科目の各科 目及び区分別科目ごとに別紙7の評価方法により、受講者が到 達目標について達成したか否かの評価を行い、全ての科目につ いて到達目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこ と。指定研修機関は、特定行為研修修了証<u>(様式6)</u>の交付後 1月以内に、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書 (<u>様式7</u>)を、当該指定研修機関の所在地を管轄する地方厚生 局健康福祉部医事課に提出すること。なお、指定研修機関が、 6. (10) ①から④に掲げる事項のほか、特定行為研修に関し て必要な事項を特定行為研修修了証に追加し記載することは 差し支えないこと。

7. 施行期日等 (略)

新	旧
第3 留意事項	第3 留意事項
$1\sim7$ (略)	1~7 (略)
8 災害時等において、電子申請等が困難な場合に臨時的対応とし	(新設)
て郵送等も認めること。	
9 様式A~Cについては、厚生労働省ホームページより取得する	(新設)
<u> </u>	
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000007	
7077. html)	
別紙1~8 (略)	別紙1~8 (略)
(削除)	様式1 (略)
(削除)	様式2 (略)
(削除)	様式3 (略)
(削除)	様式4 (略)
(削除)	様式5 (略)
(削除)	様式6 (略)
(削除)	様式7 (略)
(削除)	様式8 (略)